

すべての労働者の労働条件改善のために 労働基本権の回復を

今だからこそ

「公務員も労働者」であることは、最高裁判例をはじめ誰もが認めています。しかし、労働基本権が制約されていることによって、公務員の権利だけでなく、国民の生活と権利が脅かされています。公務員の労働基本権について、一緒に考えてみませんか？



1 公務員も労働三権保障が世界の常識

日本国憲法28条で労働者の団結権、団体交渉権、争議権を保障していますが、公務員は法律で労働基本権が制限されています。国際的に見るとドイツ、フランス、スウェーデンなどの各国では保障しており、公務員の労働基本権の保障は常識となっています。

公務員の労働基本権一覧

| 職員の区分 | | 団結権 | 交渉権 | 団体協約締結権 | 争議権 |
|-------|----------------|-----|-----|---------|-----|
| 国家公務員 | 一般の職員、裁判所・国会職員 | ○ | ○ | × | × |
| | 防衛省職員 | × | × | × | × |
| | 行政執行法人職員 | ○ | ○ | ○ | × |
| 地方公務員 | 一般の職員 | ○ | ○ | × | × |
| | 現場職員 | ○ | ○ | ○ | × |
| | 特定地方独立行政法人等職 | ○ | ○ | ○ | × |

○は権利が認められているもの×は禁止されているもの
警察職員、消防職員、海上保安庁職員、監獄職員、入国警備官は×
地方公務員は法令・条例に反しない範囲で書面協定が締結できる

2 公務員の権利制限は労働者を分断する狙い

政府財界は公務員の労働基本権が制限されていることをいいことに、公務・民間の労働者の賃金 労働条件改善のたたかいを分断・対立させることで労働条件の抑制を図ってきました。これに対し、公務・民間一体の春闘で労働条件の改善をめざしてきました。

3 人事院勧告で抑え込まれた賃金

労働基本権剥奪の「代償措置」として設置されている人事院は、公務員労働者の権利擁護よりも政府の圧力に屈して官民の比較企業規模などを改悪し、人事院勧告の影響を受ける多くの民間労働者の賃金引き上げを抑制する役目を果たしてきました。

占領軍によって はく奪された 公務員の権利

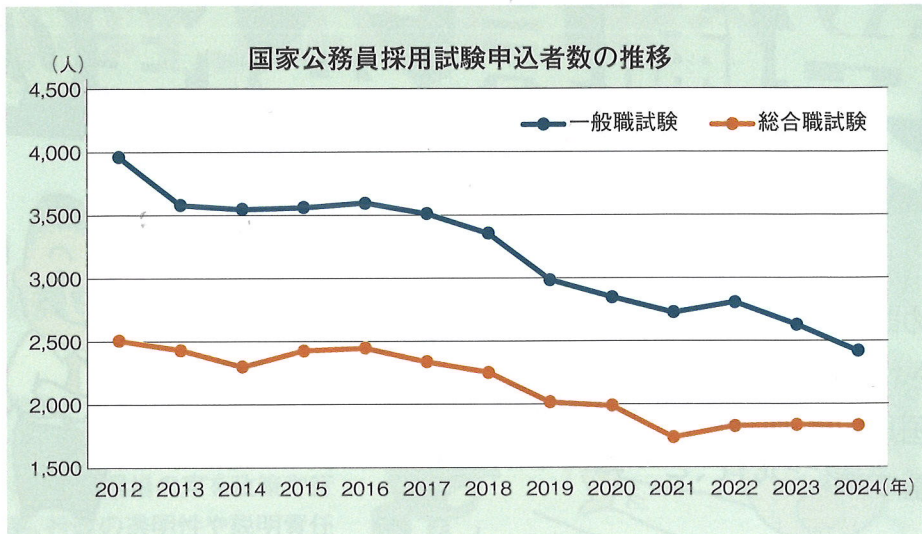
戦後直後の公務労働組合は国民本位の公務の公共サービスの拡充や政府との直接交渉で大幅賃上げを勝ち取るなどストライキ権を背景に労働運動や民主運動の中核を担ってきました。しかし、政府は労働運動の高揚に危機感を抱いた占領軍司令官のマッカーサーの命令で、1948年7月に政令201号によって公務員労働者の権利を剥奪し労働者全体の抵抗を弱めてきました。権利抑制の代償措置として人事院勧告制度が作られたものの、政府は人勤無視や値切りを何度も行ってきました。



労働基本権の回復で

働きやすい公務職場の実現を

公務職場では、労働基本権が剥奪されていることから、民間の職場では当たり前である労使対等な立場での交渉や労働協約を結ぶことができません。いま、人手不足はどここの職場でも問題になっていますが、こうした、働きやすい職場や国民の安心・安全の確保に直結する行政運営のあり方も交渉議題になりません。国民本位の公務・公共サービス、教育を実現する上でも障害になっています。



資料：総務省資料より作成

法の狭間にある 非正規公務員の 処遇改善を

正規公務員が減らされ続け、非正規公務員がいなければ安定した公務・公共サービス、教育を提供することは困難です。有期雇用の非正規公務員には無期転換権がなく、国では労働基準法等も適用されません。しかも労働基本権制約の「代償措置」である人事院勧告の対象外で処遇も低水準です。非正規公務員の雇用の安定、権利回復も求められています。

質の高いサービス提供には 労働条件上げが不可欠

国民の権利や暮らしを守る公務・公共サービス、教育を充実してほしいとのニーズが高まるなか、労働条件上げによる職員のモチベーションや働きがいの確保が不可欠となっています。しかし、現行制度では総人件費抑制方針により賃金などの処遇を改善できません。労働基本権を回復し、そのもとで労働条件決定のシステムを構築することが求められています。

ストライキ

労働基本権回復

ストライキ権を背景に要求前進

国立病院機構は、2004年に特定独立行政法人化、2015年に非公務員化され、争議権を含む労働基本権を獲得。以降、全医労は9割を超える高批准率でスト権を確立、ストライキ権を背景に団体交渉にのぞみ、特殊業務手当の大幅削減を阻止し、非常勤職員の3年での無期雇用化等、要求を前進させています。

さらに2022年度は、全医労として31年ぶり、賃金闘争としては初となるストライキ、2024年度には2回のストライキを実施し、賃金・労働条件の改善を実現しています。これらの行動は、社会的アピールにつながり医療現場の厳しい実態を幅広く世論に訴え、「国立病院の機能強化を求める国会請願」の採択にも大きな影響を与えています。



労働基本権 Q&A

Q1

労働基本権は公務員にも必要なのはなぜ？

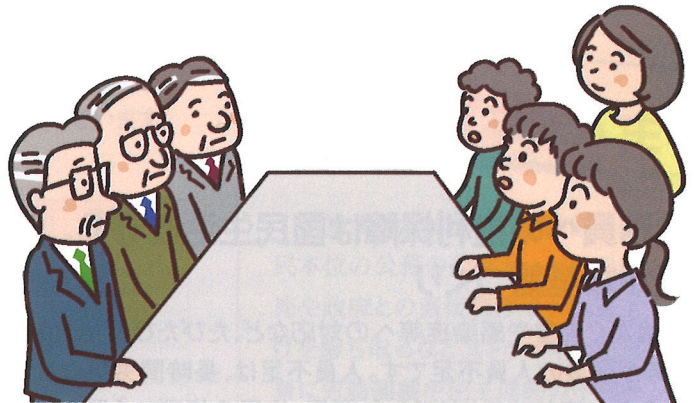
労働基本権は、公務員の人権として大切な権利であると同時に、行政を民主的に保ち、国民の利益を守る仕事を届けるために欠かせません。日本国憲法第28条は、すべての労働者に団結権・団体交渉権・団体行動権を保障しています。公務員も労働者です。長時間労働や人員不足、法令違反の恐れがあっても、声を上げられなければ問題は放置されます。労働基本権が保障されてこそ、現場の声を集団で届け、不祥事を防ぎ、行政の質を高めることができます。また、権利が保障されることで働きがいのある職場となり、志ある人材が集まり、国民サービスの向上につながります。公務員だからこそ、声を上げる権利が必要なのです。



Q2

公務労働者の組合運動はどう変わるの？

労働基本権が認められると、労働組合の活動が活発化し、公務員同士の団結が強まります。これにより、個々の労働者が抱える問題を組織的に解決する力が向上します。例えば、個別の苦情では解決が難しい場合でも、組合としてスト権を背景に声を上げれば、使用者側に真剣に対応を迫ることができます。



ILOから11回もの 是正勧告を受けた日本政府

ILOは2001年から2018までの間に11回にわたり日本政府に対して公務員の労働基本権に関する必要な措置を行うよう勧告を行っています。勧告では公務員への労働基本権の付与、消防職員及び監獄職員への団結権・団体交渉権の付与などが強調されています。しかし、日本政府は「国民的な理解が得られていない」ことを口実にしてILOに報告するなど労働基本権回復に関して不当な姿勢に終始しています。



2024年5月のILO要請

消防職員の団結権付与は 緊急の課題

ILO87号条約では消防職員の団結権は禁止していません。同条約を批准した国で消防職員の団結権を禁止しているのは日本だけです。団結権行使で消防業務に支障が出た例はなく、速やかな付与が必要です。

私たちの願いはいい仕事をする事

労働基本権の回復で 民主的な行政実現へ

主人公は国民

行政のガバナンス強化には公務員の 労働基本権による監視を

団結権や団体交渉権が保障されれば、無理な指示や法令違反、長時間労働といった問題を、職員の立場から安心して指摘でき、早い段階で改善につなげることができます。意見を述べても不利にならない環境は、現場の声を政策や行政運営に反映させるために欠かせません。その結果、行政の透明性や説明責任が高まり、不公平な扱いや不正の見過ごしを防ぎ、国民から信頼される行政の実現につながります。



主人公は住民

公務員への権利保障は国民生活を守る、 確かな基盤づくり

相次ぐ災害や感染症等への対応など、たびたび問題とされるのが職員の人員不足です。人員不足は、長時間労働など労働条件に直結するだけでなく、国民・住民の権利にも関わる重要な課題です。第一線で国民の権利を保障し生活を守る役割を果たしている職員の意見が反映されてこそ、よりよい行政や学校運営が可能になります。公務員への労働基本権保障は待ったなしです。



主人公は子ども

労働基本権制約からの解放で 押しつけ教育脱却へ

ILO・ユネスコの教員の地位に関する勧告(1966年)は、教育を進歩させるためには教職員の役割が必要であり、「教育団体は教育行政の決定に関与すべき勢力として認められなければならない」と述べています。これが国際基準です。政府の改定給特法のときも次期改訂学習指導要領も、政府・文部科学省は教職員や現場の声を聞こうとしません。ゆきとどいた教育をしたいという私たちの要求を実現するためにも労働基本権の回復は不可欠です。

